

農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。

令和8年3月 日

いわき市長 内 田 広 之

農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金交付要綱の一部を  
改正する要綱

農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金交付要綱（令和4年  
4月1日制定）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、いわき市農業生産振興ブランド戦略プランに基づき、農業の生産振興に係る事業を行う者に対する補助金の交付に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）振興作物 市産農作物のうち、積極的に生産振興やブランド化等を推進するもの。（以下、重点作物・作付推進作物の総称）
- （2）重点作物 既に市の主要な農作物として定着しており、現在積極的な施策展開がされているもの、多様な施策展開により更なる産地としての発展を図るもの。
- （3）作付推進作物 市の主要な農作物として定着しつつあるもの、施策を講じることで、産地の維持・拡大を図るもの。

（補助金の交付基準）

第3条 対象事業、対象者、対象経費、補助率、上限額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の対象事業について、その対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該対象事業から除くものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(ただし、「ねぎ産地生産拡大事業」の一部の事業については補助金の額に100円未満または10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。)
- 4 市税の滞納がないこと。
- 5 いわき市暴力団排除条例(平成24年いわき市条例第41号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者でないこと。

(申請書の提出期限)

第4条 規則第4条第1項に規定する期日は、対象事業を行おうとする日前10日とする。

- 2 規則第4条第1項第3号の前年度決算書の添付は、同条第2項の規定により省略するものとする。
- 3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。
  - (1) 市税完納証明請求書(第1号様式)、または市税を滞納していないことを明らかにする書類
  - (2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第2号様式)
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

第5条 規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部についての変更
- (2) 事業をより効果的に達成するための変更

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象事業の完了を確認することができる書類
- (2) 出来高設計書(対象事業が工事を伴う場合に限る)

(財産処分の制限)

第7条 規則第17条の市長の承認を受けようとする者は、農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業取得財産処分承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 規則第17条ただし書の市長を定める期間は、対象施設又は設備の設置等が完了した日から、当該対象施設又は設備の区分に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第6までに定める耐用年数が経過した日までとする。

(検討委員会)

第8条 いわき市農業生産振興ブランド戦略プランの具現化を目的に実施する推進事業(補助事業)(「ねぎ産地生産拡大事業」を除く。)を公平かつ効果的に実施するため農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金検討委員会(以下、委員会という。)を置く。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

2 いわき市第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金交付要綱(平成28年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(令和6年3月7日)

この要綱は、令和6年3月7日から実施する。

附 則(令和8年3月 日)

この要綱は、令和8年3月 日から実施する。

別表（第3条関係）

対象事業		対象者	対象経費	補助率	上限額
区分	内容				
<b>I. 農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業</b>					
農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業	いわき市農業生産振興ブランド化協議会が行う販売促進活動等に対する支援	いわき市農業生産振興ブランド化協議会	補助事業に要する経費のうち、市長が必要と認める経費	補助対象経費の10分の10以内	予算の範囲内で市長が定める額
<b>II. 生産力強化事業</b>					
スマート農業導入事業	スマート農業技術導入に係る事業に対する支援	農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、地域計画の目標地図に位置付けられた者、3戸以上の農業者で組織する団体（生産部会等）	備品購入費 その他市長が必要と認める経費	補助対象経費（税抜）の3分の2以内	300万円
環境にやさしい農業推進事業	堆肥を散布するための機械導入に要する費用を支援	農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、地域計画の目標地図に位置付けられた者、3戸以上の農業者で組織する団体（生産部会等）	備品購入費 その他市長が必要と認める経費	補助対象経費（税抜）の3分の2以内	300万円
	有機・特別栽培に取り組むための機械導入に要する費用を支援	○有機 JAS 認証・特別栽培農産物認証を取得している農業者 ○環境保全型農業直接支払交付金の活用団体		補助対象経費（税抜）の3分の2以内	
園芸作物パワーアップ事業	施設園芸の強化に向け、農作物生産に必要な生産設備の導入や優良品種の種苗購入等に対する支援	農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、地域計画の目標地図に位置付けられた者、3戸以上の農業者で組織する	備品購入費 原材料費 その他市長が必要と認める経費	○重点作物：補助対象経費（税抜）の3分の2以内  ○作付推進作物：補助対象経費（税抜）の2分の1以内（※基盤整	【機械/設備/種苗購入】 ○振興作物 200万円 ○その他作物 100万円

園芸作物 チャレンジ 事業	新規に市場出荷するための農作物生産に必要な設備・機械・生産出荷資材や優良品種の種苗購入に対する支援	団体（生産部会等）	備品購入費 原材料費 消耗品費 その他市長が必要と認める経費	備地区で高収益作物として取り組む事業含む  ○その他作物：補助対象経費（税抜）の3分の1以内（ハウス被覆資材張替費用含む）	【ハウス・果樹棚（ジョイント栽培仕立て）設置】 ○振興作物 400万円 ○その他作物 200万円  【ハウス被覆資材張替費用】 100万円
---------------------	---	-----------	---	---	--

### Ⅲ. 流通・販路力強化事業

#### ブランド化・販路拡大事業

6次化 関係	農産物の6次産業化による高付加価値化を推進するための支援	農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、地域計画の目標地区に位置付けられた者、3戸以上の農業者で組織する団体（生産部会等）	謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 光熱水費 通信運搬費 委託料 使用料 賃借料 備品購入費 その他市長が必要と認める経費	税抜の2分の1以内  【段ボール作製費用】 ○重点作物：補助対象経費（税抜）の3分の2以内	○ハード事業 75万円 ○ソフト事業 100万円
直売所 関係	直売所のステップアップに向けた施設・設備導入等に対する支援			○作付推進作物：補助対象経費（税抜）の2分の1以内	100万円
ブランド化・販路拡大関係	農産物のブランド化や販路拡大を推進するための支援			○その他作物：補助対象経費（税抜）の3分の1以内  ※商標取得費用は定額	50万円  【段ボール作製費用】 ○重点作物 100万円 ○作付推進作物 75万円 ○その他作物 50万円

### Ⅳ. 重点作物推進事業

ねぎ産地生産拡大事業	ねぎの生産工程の省力化のために要した費用を支援	福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会、大規模生産者  ※福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農	使用料	福島さくら農業協同組合がねぎの生産のために貸出す管理機及び移植機、収穫機（以下、「各機械」という）の使用料の3分の2以内 （オペレーターの人件費及び各機械の運搬費用を除く）	予算の範囲内で市長が定める額
------------	-------------------------	---	-----	---	----------------

		<p>者またはこれに準ずる者（事業実施年度内になることが見込まれる者を含む。）</p> <p>※大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者またはこれに準ずる者（事業実施年度内になることが見込まれる者を含む。）</p>		<p>福島さくら農業協同組合いわき長ネギ選果調製施設の利用料の10分の1以内 （出荷資材代、集荷運賃、出荷運賃、市場手数料、JA手数料、全農手数料を除く）</p>	
			<p>事業実施期間内に出荷されるねぎの作付（3a未満を除く）</p>	<p>事業実施年度に福島さくら農業協同組合を通じて出荷予定のねぎの作付面積10aあたり2万円以内</p>	
	<p>ねぎ産地拡大に寄与する作付けに対する支援</p>	<p>福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会、大規模生産者</p> <p>※福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、事業実施年度に農業経営を開始する者、事業実施年度の前年度以前にねぎの作付け及び出荷実績が無く、事業実施年度に初めてねぎを作付けする者及び事業実施年度の前年度以前から継続してねぎの作付け及び出荷を行っている者</p> <p>※大規模生産者は事業実施年度の前年度以前から継続してねぎの作付け及び出荷を行っている者</p>	<p>前年度実績を上回るねぎの増産分（事業実施期間内に出荷されるものに限る）の作付（3a未満を除く）</p>	<p>(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会の構成員のうち、事業実施年度に農業経営を開始する者、事業実施年度の前年度以前にねぎの作付け及び出荷実績が無く、事業実施年度に初めてねぎを作付けする者が事業実施年度に福島さくら農業協同組合を通じて出荷するねぎの作付面積10aあたり17万円以内</p> <p>(2)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会の構成員または、大規模生産者で事業実施年度の前年度以前からねぎの作付け及び出荷を行う者が事業実施年度に福島さくら農業協同組合を通じて出荷するねぎを作付けした面積から事業実施年度の前年度にねぎを作付けした面積を差し引</p>	<p>予算の範囲内で市長が定める額</p>

					<p>いた面積 10 a あたり 8万5千円以内 ただし、大規模生 産者が作付けしたね ぎは福島さくら農業 協同組合を通じて出 荷予定であるかを問 わない。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

第1号様式（第4条関係）

市税完納証明請求書

年 月 日

いわき市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
電話番号

証明書の使用目的	農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金の 交付申請のため
----------	-------------------------------------

上記目的に使用するため、次の事項について証明願います。

証明事項	<input type="checkbox"/> 納付すべき税目の納期到来分について納税されている。 <input type="checkbox"/> 納付すべき税目のうち、徴収猶予が認められている 市税等を除く納期到来分について納税されている。 <input type="checkbox"/> 徴収簿に登載なし。
証明番号	年 月 日現在

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

いわき市長

印

第2号様式（第4条関係）

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

年 月 日

いわき市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

電 話 番 号

私は、いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、必要がある場合は、いわき市が関係機関に対して当内容について確認するため、照会することに同意します。

なお、要件に該当しないとき又は記載事項に偽りがあるときは、申請を無効とされ、又は補助の決定を取り消されても異議ありません。

※ 社会的非難関係者とは、次に掲げる者をいう。（いわき市暴力団排除条例第2条第7号参照）

ア 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者

イ 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者

ウ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者

エ 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与（結婚式における祝儀又は香典若しくは供花にあつては、社会通念上儀礼の範囲内におけるものを除く。）をした者

第3号様式（第7条関係）

農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金取得財産処分承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号 （ ）

財 産 の 種 類		
事 業 費		円
設 置 等 年 月 日		年 月 日
交 付 を 受 け た 補 助 金	補 助 年 度	年度
	指 令 番 号	いわき市指令第 号
	金 額	円
処 分 の 理 由		
処 分 の 方 法		
処 分 予 定 価 格		円